

「外国企業の日本への誘致に向けた5つの約束」(2015年3月17日対日直接投資推進会議決定)の進捗状況(2020年度末時点)

項目	2020年度 of 取組	2021年度以降実施予定 of 取組	担当省庁
一つ目の約束			
<p>小売業の多言語化</p> <p><店内表示></p> <p>○ ニーズ調査を踏まえ2015年度に指針作成。</p> <p><電子端末の活用></p> <p>○ 2015年度早期に検討会立ち上げ、2015年度内に標準仕様の策定を目指す。</p>	<p><店内表示></p> <p><電子端末の活用></p> <p>○ 2017年度に公開した多言語で商品情報を確認できるスマートフォンアプリ「Mulpi」について、参照できる商品情報や参加企業の拡充とともに、アプリ連携企業、アプリ利用者の拡充を行った。</p>	<p><店内表示></p> <p><電子端末の活用></p> <p>○ 引き続き、商品情報や参加企業、アプリ連携企業、アプリ利用者の拡充を行う。</p> <p>○ 引き続き、「2020年オリンピック・パラリンピック大会に向けた多言語対応協議会小売プロジェクトチーム」での小売における多言語対応の推進活動を行う。</p>	経済産業省
<p>医療の多言語化</p> <p><医療通訳></p> <p>○ 医療通訳等が配置された拠点病院を2020年度までに30か</p>	<p><医療通訳></p> <p>○ 都道府県が選定する外国人患者を受け入れる拠点的な医療機関を中心に、引き続き医療通訳等の配</p>	<p><医療通訳></p> <p>○ 引き続き、都道府県が選定する外国人患者を受け入れる拠点的な医療機関を中心に、医療通訳等の</p>	内閣府(地方創生推進事務局) 厚生労働省

項目	2020 年度の取組	2021 年度以降実施予定の取組	担当省庁
<p>所整備することを目指す</p> <p>< 国家戦略特区 ></p> <p>○ 外国医師に関する特例を拡充</p>	<p>置支援、電話医療通訳の利用促進等を通じて、外国人患者受入れ環境の整備を進めた。</p> <p>< 国家戦略特区 ></p> <p>○ 東京都において、「二国間協定に基づく外国医師の業務解禁」の特例措置を活用し、3 医療機関で計 2 名の外国医師による外国人患者の診察を実施。</p> <p>○ 「粒子線治療の研修に係る在留期間の緩和」の特例措置の活用無し。</p>	<p>配置支援、電話医療通訳の利用促進等を通じて、外国人患者受入れ環境の整備を進める。</p> <p>< 国家戦略特区 ></p> <p>○ 東京都をはじめ各地域のニーズに応じ、引き続き「二国間協定に基づく外国医師の業務解禁」の特例措置を活用した取組の実施を図る。</p> <p>○ 兵庫県及び千葉市をはじめ各地域のニーズに応じ、引き続き「粒子線治療の研修に係る在留期間の緩和」の特例措置を活用した取組の実施を図る。</p>	
<p>飲食店の多言語化</p> <p>< 多言語対応促進のためのセミナー ></p> <p>○ メリット周知、先進事例紹介等のセミナー開催。</p>	<p>< 多言語対応促進のためのセミナー ></p> <p>○ 2015～2017 年度に作成した「インバウンドガイドブック」の普及を行った。</p> <p>http://www.maff.go.jp/j/shokusan/gaisyoku/inbound28.html (平成 28 年版)</p> <p>http://www.maff.go.jp/j/shokusan/gaisyoku/inbound2</p>	<p>< 多言語対応促進のためのセミナー ></p> <p>○ 2015～2017 年度に作成した「インバウンドガイドブック」の普及を行う。</p> <p>http://www.maff.go.jp/j/shokusan/gaisyoku/inbound28.html (平成 28 年版)</p> <p>http://www.maff.go.jp/j/shokusan/gaisyoku/inbound2</p>	<p>農林水産省 国土交通省</p>

項目	2020 年度の取組	2021 年度以降実施予定の取組	担当省庁
<p data-bbox="100 587 405 619">< 地方の食の情報発信 ></p> <p data-bbox="100 635 495 715">○ 地方の食を多言語で情報発信。</p>	<p data-bbox="571 252 1249 379">9.html (平成 29 年版) http://www.maff.go.jp/j/shokusan/gaisyoku/inbound30.html (平成 30 年版)</p> <p data-bbox="571 395 1256 475">○ 2018 年度の調査結果をもとに、飲食店の多言語化を引き続き推進した。</p> <p data-bbox="571 587 875 619">< 地方の食の情報発信 ></p> <p data-bbox="571 635 1256 906">○ 2020 年度は、農泊地域のうち地域の食を中心にインバウンド誘致に取り組んでいる重点地域 (SAVOR JAPAN) を認定 (2020 年 12 月、4 地域を認定。累計 31 地域認定。) し、「SAVOR JAPAN」ブランドで、当該地域の食文化や料理等を海外へ多言語で情報発信。</p>	<p data-bbox="1288 252 1966 379">9.html (平成 29 年版) http://www.maff.go.jp/j/shokusan/gaisyoku/inbound30.html (平成 30 年版)</p> <p data-bbox="1288 395 1973 475">○ 2018 年度の調査結果をもとに、飲食店の多言語化を引き続き推進する。</p> <p data-bbox="1288 587 1592 619">< 地方の食の情報発信 ></p> <p data-bbox="1288 635 1973 906">○ 2021 年度も引き続き、農泊地域のうち地域の食を中心にインバウンド誘致に取り組んでいる重点地域を認定 (SAVOR JAPAN) し、「SAVOR JAPAN」ブランドで海外へ情報発信する。 http://www.maff.go.jp/j/shokusan/eat/savorjp/index.html</p>	
<p data-bbox="100 1125 495 1157">道路・公共交通機関の多言語化</p> <p data-bbox="100 1173 461 1204">< ガイドラインの実行促進 ></p> <p data-bbox="100 1220 521 1342">○ 「観光立国実現に向けた多言語対応の改善・強化のためのガイドライン」について、実</p>	<p data-bbox="571 1173 931 1204">< ガイドラインの実行促進 ></p> <p data-bbox="571 1220 1245 1300">○ ガイドラインを活用した多言語化を引き続き推進していく。</p> <p data-bbox="571 1316 1245 1342">○ 「観光振興事業 1」及び「訪日外国人旅行者受</p>	<p data-bbox="1288 1173 1648 1204">< ガイドラインの実行促進 ></p> <p data-bbox="1288 1220 1962 1300">○ ガイドラインを活用した多言語化を引き続き推進していく。</p> <p data-bbox="1288 1316 1962 1342">○ 「観光振興事業 1」及び「訪日外国人旅行者受</p>	国土交通省

項目	2020 年度の取組	2021 年度以降実施予定の取組	担当省庁
<p>施状況を確認し、実行されていない部分を 2017 年度までに実行するための対策を 2015 年度内を目途にとりまとめ。</p>	<p>入環境整備緊急対策事業 2」において公共交通機関や外国人観光案内所等における多言語対応力の強化に関する取組を支援する。</p> <p>(1 : 2020 年度予算額 2,535 百万円の内数)</p> <p>(2 : 2020 年度予算額 5,412 百万円の内数)</p>	<p>入環境整備緊急対策事業 2」において公共交通機関や外国人観光案内所等における多言語対応力の強化に関する取組を支援する。</p> <p>(1 : 2021 年度予算額 1,037 百万円の内数)</p> <p>(2 : 2021 年度予算額 3,383 百万円の内数)</p>	
<p>多言語音声翻訳</p> <p>< 多言語音声翻訳システム ></p> <p>○ 今後 5 年間、研究開発・社会実証。2020 年までに実用レベルの多言語音声翻訳システムを 10 言語に拡大。</p>	<p>< 多言語音声翻訳システム ></p> <p>○</p>	<p>< 多言語音声翻訳システム ></p> <p>○ -</p>	<p>総務省</p>
<p>二つ目の約束</p>			
<p>無料公衆無線 LAN</p> <p>< 整備促進 ></p> <p>○ 無料公衆無線 LAN の整備方針を作成し、エリアオーナー</p>	<p>総務省・観光庁と事業者、自治体等で構成する「無料公衆無線 LAN 整備促進協議会」の体制を活用し、以下の取組を推進する。</p> <p>< 整備促進 ></p> <p>○ 2020 年度予算において、観光庁の「観光振興事業」及び「訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事</p>	<p>総務省・観光庁と事業者、自治体等で構成する「無料公衆無線 LAN 整備促進協議会」の体制を活用し、以下の取組を推進する。</p> <p>< 整備促進 ></p> <p>○ 2021 年度予算において、観光庁の「観光振興事業」及び「訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事</p>	<p>総務省 国土交通省</p>

項目	2020 年度の取組	2021 年度以降実施予定の取組	担当省庁
<p>や通信事業者に整備を働きかけ。商業店舗においても整備を働きかけ。</p> <p><周知・広報></p> <p>○ 利用可能場所についてのシンボルマークの表示、ウェブページ構築</p> <p><利用手続き簡素化></p> <p>○ その場での利用手続きや訪日前の利用手続きを可能にする。</p> <p>○ エリアオーナーが異なる場合でも一度の手続きで利用できるようにする。</p>	<p>業」にて、無料公衆無線 LAN 整備を支援。</p> <p><周知・広報></p> <p>○ 2020 年度においても共通シンボルマーク（Japan.Free Wi-Fi）の更なる普及促進を図るため、引き続き各種説明会等を通じて自治体や民間事業者への当該マークの登録申請の働きかけを実施。</p> <p><利用手続き簡素化></p> <p>○ 利用手続きの簡素化の取組について周知を行う。</p>	<p>業」にて、無料公衆無線 LAN 整備を支援する。</p> <p><周知・広報></p> <p>○ 2021 年度においても共通シンボルマーク（Japan.Free Wi-Fi）の更なる普及促進を図るため、引き続き各種説明会等を通じて自治体や民間事業者への当該マークの登録申請の働きかけを行っていく。</p> <p><利用手続き簡素化></p> <p>○ 利用手続きの簡素化の取組について周知を行う。</p>	

項目	2020 年度の取組	2021 年度以降実施予定の取組	担当省庁
<p>○ 簡素化した利用手続きについてウェブページ等で発信。</p>			
三つ目の約束			
<p>地方空港におけるビジネスジェット受入れ</p> <p>< 審査ブース増設・増員 ></p> <p>○ 地方空港について、2015 年度に審査ブース増設、増員。</p> <p>< C I Q の連絡期限半減 ></p>	<p>< 審査ブース増設・増員 ></p> <p>○ 鹿児島空港において審査ブース増設に伴い必要となる審査端末機器の整備等を実施した。また、2020年度においては、入国審査官216名を増員した。(2020年度予算額6百万円)</p> <p>○ 成田空港等20空・海港においてバイオカートを活用しており、2020年度中に、仙台空港等6空港への新規導入を予定していたが、新型コロナウイルス感染症の影響による入国者数の減少を受けて、導入の見直しを行った。(2020年度予算額7,399百万円の内数)</p> <p>< C I Q の連絡期限半減 ></p>	<p>< 審査ブース増設・増員 ></p> <p>○ 成田空港第3ターミナルにおける審査ブース増設に伴い必要となる審査端末機器の整備等を予定している。(2021年度予算額72百万円)また、2021年度においては、入国審査官175名を増員する。</p> <p>○ 新型コロナウイルス感染症の影響により入国者数が減少していることから、今後は、入国者数の回復状況を注視しつつ、新規導入等の検討を行う。</p> <p>< C I Q の連絡期限半減 ></p>	<p>法務省 財務省 厚生労働省 農林水産省 国土交通省</p>

項目	2020 年度の取組	2021 年度以降実施予定の取組	担当省庁
<p>○ C I Q が常駐していない空港について、事前連絡期限を 1 週間前に半減することについて検討し、2015 年度内を目途に結論。</p>			
<p>出入国審査の迅速化・円滑化 < 審査ブース増設・増員 > ○ 2015 年度に入国審査官 202 名増員、審査ブース増設。計画的に体制整備し、2016 年度に審査待ち時間を最長 20 分以下にすることを目指す。</p> <p>< 顔認証 > ○ 日本人の出入国審査への顔認証技術導入を速やかに検討。</p>	<p>< 審査ブース増設・増員 > (前掲)</p> <p>< 顔認証 > ○ 2020年8月に那覇空港に顔認証ゲートを導入。また、2020年度中に成田空港及び関西空港に合計 6 台増設した。(2020年度予算額7,399百万円の内数)</p>	<p>< 審査ブース増設・増員 ></p> <p>< 顔認証 > ○ 新型コロナウイルス感染症の影響により出入国者数が減少していることから、今後は、出入国者数の回復状況を注視しつつ、新規導入及び増配備の検討を行う。</p>	<p>法務省</p>
<p>四つ目の約束</p>			

項目	2020 年度の取組	2021 年度以降実施予定の取組	担当省庁
<p>外国人留学生の就職</p> <p>< 企業・大学間の情報提供強化 ></p> <p>○ 2015 年度内に、企業と大学が直接コンタクトするルートを通じ情報提供する取組を強化すべく、大学・経済団体に働きかけ。</p> <p>○ 留学生支援ネットワークの活動推進。</p> <p>< セミナー等の開催 ></p>	<p>< 企業・大学間の情報提供強化 ></p> <p>○ 大学における外国人留学生就職支援担当部署一覧の文科省HP掲載について、各地域における留学生関係の会議等において周知を行った。</p> <p>○ (独)日本学生支援機構(JASSO)において、優秀な留学生の受入れに取り組んでいる大学の情報を掲載し、各地域における留学生関係の会議等において周知を行った。</p> <p>○ 2020 年度開催のセミナー等で留学生支援ネットワークについて周知を実施した。</p> <p>(参考)同ネットワークの活動実績推移</p> <ul style="list-style-type: none"> ・加入大学 : 128 校 (2021 年 3 月時点) ・登録留学生 : 約 4,000 人 (2021 年 3 月時点) ・登録企業 : 約 1,050 社 (2021 年 3 月時点) <p>< セミナー等の開催 ></p>	<p>< 企業・大学間の情報提供強化 ></p> <p>○ 引き続き、大学における外国人留学生就職支援担当部署一覧の文科省HP掲載について、各地域における留学生関係の会議等において周知を行う。</p> <p>○ 引き続き、留学生支援ネットワークの大学・企業等への周知を図る。</p> <p>< セミナー等の開催 ></p>	<p>文部科学省 厚生労働省 経済産業省</p>

項目	2020 年度の取組	2021 年度以降実施予定の取組	担当省庁
<p>○ 今夏までに新たにセミナーやマッチングイベントを開催。</p> <p><外国人雇用サービスセンター等の活用></p> <p>○ 外国人雇用サービスセンターや新卒応援ハローワークの留学生コーナーへの求人・求職情報の集約、マッチング強化</p>	<p>○ 大学の求めに応じて、出入国在留管理庁と連携し、大学が主催する研修会において、留学生の就職に係る在留資格変更手続き等について情報を提供。</p> <p><外国人雇用サービスセンター等の活用></p> <p>○ 留学生等と企業とのマッチング機会を設けるため、外国人雇用サービスセンターや新卒応援ハローワークの留学生コーナーにおいて、留学生等に対するきめ細やかな支援等を実施した。</p>	<p>○ 引き続き、大学の求めに応じて、出入国在留管理庁と連携し、大学が主催する研修会において、留学生の就職に係る在留資格変更手続き等について情報提供する予定。</p> <p><外国人雇用サービスセンター等の活用></p> <p>○ 引き続き、留学生等と企業とのマッチング機会を設けるため、外国人雇用サービスセンターや新卒応援ハローワークの留学生コーナーにおいて、留学生等に対するきめ細やかな支援を実施する。</p>	
<p>インターナショナルスクール <設置認可基準の緩和促進></p> <p>○ 都道府県に対して設置認可基準等の緩和を促す。</p>	<p><設置認可基準の緩和促進></p> <p>○ インターナショナルスクールの各種学校設置認可等を促進するため、必要に応じ、各都道府県における検討状況の把握を行った。</p>	<p><設置認可基準の緩和促進></p> <p>○ 引き続き、インターナショナルスクールの各種学校設置認可等を促進するため、必要に応じ、各都道府県における検討状況の把握を行う。</p>	文部科学省
<p>小学校の英語授業 <ALTの活用促進></p> <p>○ JET プログラムの充実等を通</p>	<p><ALTの活用促進></p> <p>○ 2019 年度全国の公立小学校(19,187 校)における</p>	<p><ALTの活用促進></p> <p>○ 文部科学省としては、すべての小学校で ALT が活</p>	<p>総務省 外務省 文部科学省</p>

項目	2020 年度の取組	2021 年度以降実施予定の取組	担当省庁
<p>じ、地方自治体に ALT（外国人指導助手）の活用を促し、2019 年度までに小学校の 100%に ALT を配置することを目指す。</p>	<p>ALT の活用人数は 13,326 人（前年度比 + 282 人）である。（2019 年度英語教育実施状況調査）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、新規来日予定であった JET-ALT の多くが来日できず、一部のみの来日となったため、文部科学省としては、JET-ALT 等の活用が予定通りにできなくなった場合の対応例等について、教育委員会に対して周知を行った。 ○ 効果的な ALT の活用方法等について、教育委員会に対して周知を行った。 	<p>用されている状況を目指し、引き続き各学校における ALT の活用方法等について周知することなどを通して、JET-ALT 等の活用のさらなる促進を図る。</p>	
五つ目の約束			
<p>企業担当制 < 企業担当制 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 重要な投資をした外国企業に副大臣を相談相手としてつける企業担当制の創設。 	<p>< 企業担当制 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 2020 年度は、副大臣による面談を 1 回実施した。（2016 年 4 月以降のべ 24 回） 	<p>< 企業担当制 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 引き続き相談対応等を行う。 	<p>内閣府（対日直接投資推進室） 外務省 経済産業省 / ジェトロ</p>
<p>自治体との連携 < 国と自治体との情報連携 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 「地域経済グローバル循環創造事業」の中で、対日直接投 	<p>< 国と自治体との情報連携 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 必要に応じて自治体への情報提供や自治体の要望の把握を行う体制を継続した。 	<p>< 国と自治体との情報連携 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ - 	<p>総務省</p>

項目	2020 年度の取組	2021 年度以降実施予定の取組	担当省庁
<p>資促進に関する情報が全ての自治体に届く仕組みを整備。総務省の「一斉調査システム」等を活用し、自治体の要望を把握。</p>			
<p>投資誘致機関の体制整備 / 広報</p>	<p><ジェットロの目標> ○ 2020 年度 ・誘致成功件数：96 件（目標 82 件） ・投資プロジェクト支援件数：中期目標期間中に 3,000 件</p> <p>2020 年度の対象事業は、引き続き以下のいずれかに該当するものとする。</p> <p>(1)高い付加価値を創出する可能性があり、著しい新規性を有する新技術等を用いた事業 (2)国内のイノベーション環境の向上に貢献する事業 (3)地域経済活性化に資する事業（東京都以外における事業） (4)その他政府の政策ニーズに基づいた事業</p> <p><ジェットロの体制整備></p>	<p><ジェットロの目標> ○ 2021 年度 ・誘致成功件数：83 件 ・投資プロジェクト支援件数：中期目標期間中に 3,000 件</p> <p>2021 年度の対象事業は、引き続き以下のいずれかに該当するものとする。</p> <p>(1)高い付加価値を創出する可能性があり、著しい新規性を有する新技術等を用いた事業 (2)国内のイノベーション環境の向上に貢献する事業 (3)地域経済活性化に資する事業（東京都以外における事業） (4)その他政府の政策ニーズに基づいた事業</p> <p><ジェットロの体制整備></p>	<p>内閣府（対日直接投資推進室） 総務省 経済産業省 / ジェットロ</p>
<p><ジェットロの体制整備></p>	<p><ジェットロの体制整備></p>	<p><ジェットロの体制整備></p>	

項目	2020 年度の取組	2021 年度以降実施予定の取組	担当省庁
<p>○ ジェトロに誘致専門チームを整備</p> <p><自治体との連携></p> <p>○ 「地域経済グローバル循環創造事業」等によりジェトロと自治体との情報共有、連携強化。</p>	<p>○ 海外各地域の特性や事業環境に応じて、北米、西欧、アジア（中国、シンガポール等）の主要事務所に外国企業の誘致活動を担う専門人材を配置した。</p> <p>○ 国内主要地域に「外国企業誘致コーディネーター」を配置し、外国企業の誘致に積極的な自治体との連携を一層強化した誘致活動に取り組んだ。</p> <p><自治体との連携></p> <p>○ 「地域への対日直接投資サポートプログラム」を通じて、外国企業の誘致に積極的な地方自治体（30 自治体）に対して、各地域の特色を活かした外国企業誘致戦略の策定や誘致活動支援等を実施した。</p> <p>○ 地方自治体が地元で誘致をしたい外国企業向けにオンラインによるセミナーやビジネスマッチングを行う「地域への対日直接投資カンファレンス（RBC（Regional Business Conference）」を2件実施した。</p> <p>○ 日本進出に関心を持つ外国企業に対し、地域のビジネスチャンスを広報するターゲット集中型招へい</p>	<p>○ 引き続き、海外各地域の特性や事業環境に応じて、北米、西欧、アジア（中国、シンガポール等）の主要事務所に引き続き外国企業誘致に関して知識・ノウハウ・ネットワークを有する誘致専門員を4月以降順次配置していく。</p> <p>引き続き、国内主要地域に「外国企業誘致コーディネーター」を引き続き配置し、外国企業の誘致に積極的な自治体との連携を一層強化した誘致活動に取り組む。</p> <p><自治体との連携></p> <p>○ 引き続き「地域への対日直接投資サポートプログラム」を通じて、地域への更なる外国企業の誘致に取り組む。</p>	

項目	2020 年度の取組	2021 年度以降実施予定の取組	担当省庁
<p>< 広報 ></p> <p>Ø 対日直接投資促進の取組について広報。</p>	<p>事業を 3 件実施した。</p> <p>Ø 3 大学と国際的な共同研究や技術移転等を促進する連携事業を実施した。</p> <p>< 広報 ></p> <p>Ø 海外主要都市において 43 件のセミナー（対面、オンライン）を実施した（北米 19 件、欧州 5 件、中国 7 件、その他 12 件）。</p>	<p>< 広報 ></p> <p>Ø 引き続きオンラインを含むセミナーを開催し、日本の規制改革によるビジネス環境の改善や投資環境の魅力を発信する。</p> <p>Ø 東京オリンピック・パラリンピックの開催にあわせて、日本のビジネス環境等の魅力を発信する、JBC（Japan Business Conference）をリアルとオンラインの併用で開催する。</p>	
<p>子会社設立の円滑化</p> <p>< 規制の見直し ></p> <p>Ø 代表者となる外国人が日本に居住していなくても会社を設立できるよう規制を見直し。</p>	<p>< 規制の見直し ></p>	<p>< 規制の見直し ></p>	<p>法務省</p>